

おいしいにご活用ください。

7月1日、 上海駐在事務所オープン!!

■ 中国市場開拓へのお問合せや

「相談はお気軽にご相談ください」

鹿児島県と当協会では、中国の市場情報の収集や市場開拓、市場・流通関係者等との人的ネットワーク構築を円滑にするため、7月1日に上海に駐在事務所を開設いたしました。

8月26日には上海市内で、伊藤理事長（県知事）など鹿児島側から約40名が出席し、現地の

政府関係者、輸入業者、旅行者等約100名を招待して、開設記念レセプションを実施しました。

宇都所長の他、3名のスタッフで皆様のサポートをします。

中国への輸出を検討している方は、気軽にお問い合わせ、ご相談ください。

【名称】

社団法人鹿児島県特産品協会上海駐在事務所
(鹿児島県上海事務所)

【所在地】

中華人民共和国上海市長寧区遵義路100号
虹橋上海城A棟1903室
TEL:86-21-6237-2233
FAX:86-21-6208-2730
E-mail:kagoshima@k-p-a-sh.com



上海駐在事務所スタッフ

【駐在員】

- 首席代表(所長) 写真右から2人目
宇都 隆男(上海マーケティングプロデューサー)
- 代表(副所長) 写真左から2人目
木下 栄一

■ 鹿児島県産品総合展示即売場

「鹿児島ブランドショップ」の ご活用を!!

「鹿児島ブランドショップ」では、県産品の利用促進を図るため、工芸品から食品まで約1600品目の商品を展示・紹介、販売しております。

当ショップは、県内外からの観光客やビジネス客など年間約三万人の方が来店され、また全国のバイヤーとの商談の場として利用されております。

また、生産者や関係団体等と連携しながら、旬の商品、話題の新商品、地域特有の特産品などの特集販売や、新商品のテスト販売、工芸品の実演など、1年を通してイベントを開催しております。

今年度は、上映間近の映画「半次郎」の関連商品発表会などを既に実施いたしました。今後、全線開業を見据え、鹿児島の地域や歴史に根ざしたストーリー性のある特産品や地域の紹介・宣伝を、県政番組や

広報誌も活用しながら、タイムリーに行いたいと考えておりますので、ぜひ鹿児島ブランドショップをご活用ください。

また、東京都千代田区有楽町にある「かごしま遊楽館」3階の鹿児島ブランドショップ東京店も、工芸品の個展やグループ展など発表や販路開拓の拠点として、是非、ご活用ください。



5月の「半次郎」関連商品発表会の様子

【お問い合わせ先】

- 鹿児島ブランドショップ
鹿児島店
TEL:099-225-6120
店長 上野 雅人
- 鹿児島ブランドショップ
東京店
TEL:03-3506-9171
店長 津田 知久



7月に大隅地域振興局で開催したセミナーの様子

今年度はすでに県内各地で、セミナーを実施し、モニター求評会を開催したところです。これらを通じて商品のさらなる改良に活かしていただいております。また、12月2日(木)には、

県産品大発表会・

商談会の開催

平成23年3月の九州新幹線鹿児島ルート全線開業を見据え、平成20年度から開業までの3年間に、一会員が(逸)商品を開発する3いち(逸)運動を展開してきております。

九州新幹線全線開業まで
いよいよ半年。
その効果を最大限に活かす工夫を！

平成23年
3月開業

その成果品等を広く紹介・宣伝するとともに販路拡大を催促するため、関西以西のバイヤー等を招き、県民へのご来場を呼びかけて大発表会・商談会を開催します。
皆様方の積極的な参加をお待ちしております。

What's compliance

米トレーサビリティ法が10月からスタート!!

米の流通経路の追跡を可能にし、食品事故などが起きた際に事業者の責任の所在を明確にする「米トレーサビリティ法」(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律)が昨年公布されたことに伴い、平成22年10月1日より米・米加工品の生産者、卸売業者、小売業者・外食店での取引等の記録の作成が義務付けられ、平成23年7月1日より、一般消費者への産地情報伝達が義務付けられます。該当商品を製造・販売等されておられる方は、ご対応をお願いします。

対象品目

- ①主要食糧に該当するもの
米粉、米穀をひき割りしたもの、ミール、米粉調製品、米菓生地、米こうじ等
- ②米飯類
各種弁当、おにぎり、ライスバーガー、赤飯、おこわ、米飯を調理したもの、包装米飯、発芽玄米、乾燥米飯等の米飯類(あらかじめ加熱による調理その他の調整をしたものであって、粒状のもの。いずれも、冷凍食品、レトルト食品及び缶詰類を含む)
- ③もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

対象事業者

生産者を含め、対象品目の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う全ての事業者

取引等に伴う産地情報の伝達

- ①事業者間における産地情報の伝達
対象品目を他の事業者へ譲り渡す場合には、伝票等又は商品の容器・包装への記載により、産地情報の伝達が必要。
- ②一般消費者への産地情報の伝達
 - A. 玄米・精米・もちのように、JAS法で原料原産地表示の義務がある場合は、JAS法に従い、これまでどおり表示すること。
 - B. 上記義務が無い場合は、以下により産地情報を伝達する必要がある。
 - ・商品の包装に産地情報を記載、又は、商品の包装に産地を知ることができる方法を記載
 - ・店内に産地情報を掲示、又は、店内に産地を知ることができる方法を掲示
 - ・購入カタログや注文画面上に産地情報を掲示
 - ・メニューに産地情報を記載

取引等の記録の作成・保存

対象品目を①取引、②事業所間の移動、③廃棄などを行った場合には、その記録を保存すること。(紙媒体・電子媒体いずれも可)記録事項は、品名、産地、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所等。

記録の保存期間は、取引等を行った日から原則3年間。ただし、消費期限が付されている商品は3か月、賞味期間が3年を超える商品は5年間の保存となる。